

事 務 連 絡
令和2年7月17日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

感染が拡大している都道府県における対応について

現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加がみられ、高い緊張感をもって警戒すべき状況となっている。基本的対処方針（令和2年5月25日改定。参考参照。）を踏まえ、特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店に関し、下記の点について留意されたい。

記

1. 事業者に対する感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請

感染が拡大している都道府県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」（以下これらを「特定の飲食店」という。）に感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう協力の要請を行うこと。その際、特に次の点に留意すること。

- ①「外食業ガイドライン」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。
- ②「社交飲食業ガイドライン」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティション

で区切るなど工夫する。」、「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」、「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。

- ③ガイドラインの遵守を行うに当たり、持続化補助金（最大200万円）により支援を行っていることを周知すること。

2. ガイドラインを遵守していない特定の飲食店の利用自粛の協力要請

感染が拡大している都道府県においては、住民に対し、改めて対策の基本である「三つの密」の回避を徹底するとともに、特措法第24条第9項に基づき、特定の飲食店のうち感染拡大予防ガイドラインを遵守しているもの以外のものの利用自粛の協力要請を行うこと。

あわせて、利用者が各飲食店のガイドラインの遵守状況を確認することができるよう、感染拡大予防ガイドラインの遵守に関し、各都道府県においてステッカーを配布することや事業者等による自主的な宣言を促す等の取組を推進し、適切に周知等を行うこと。例えば、周知する内容として、各都道府県で配布しているステッカー等が店舗に掲示されているかを確認することや、事前に電話やホームページ等で店舗の遵守状況を確認することを住民に促すといったことが考えられる。

3. ガイドラインを遵守していない特定の飲食店に対する休業要請

感染が拡大している都道府県においては、上記の対策による効果を見極めつつ、高齢者の感染状況や重症者の状況等を勘案し、特措法第24条第9項に基づいて感染拡大予防ガイドラインを遵守しない特定の飲食店に対して休業要請等の措置を講じるよう求めることの必要性について、随時検討すること。なお、現時点において、各都道府県でそれぞれの状況を踏まえて当該措置を講じることを妨げるものではない。

4. 特措法第24条第9項に基づく要請の対象

特措法第24条第9項に基づく要請の対象については、新型インフルエンザ等対策ガイドライン中「IV まん延防止に関するガイドライン」や「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」（令和2年4月23日付け事務連絡）等において、業種や類型毎に行うこととしているが、これについて、現下の感染状況の下でより実効性のある対応を行うことができるよう、個々の事業者や施設の管理者等に要請を行っても差

し支えない。

この場合、特措法第24条第9項に基づく個々の事業者や施設の管理者等に対する要請は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられ、同法の規定に従うことに留意すること。具体的には、同法第35条に基づき、要請が口頭で行われるか書面で行われるかを問わず、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

なお、特措法第24条第9項に基づいて施設の使用制限・停止に係る要請を行う場合には、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」（令和2年4月10日付け事務連絡）で示しているとおり、当該要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は、引き続き、施設の使用制限・停止に係る要請の対象としないものであることに留意すること。また、特措法第24条第9項に基づく個別の施設の使用制限・停止に係る要請は、当面、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない者に対して行われることを想定している点に留意すること。

以上

【問い合わせ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 平野・辰島・麻田

直通 03（6257）3085

(参考) 基本的対処方針(令和2年5月25日改定)(抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

①

(外出の自粛等)

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。

- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。